

○林委員長 それでは、日程1、請願審査に入ります。請願6-1、都市計画地区計画二番町地区地区計画（変更）に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願についてです。

先日、いつでしたっけ、（「5月29日」と呼ぶ者あり）5月29日に請願者と正副委員長が懇談を行いました。懇談等々については、委員の皆様と共有するため、傍聴もどうぞという形にいたしましたし、メモを皆さんにお配りしております。

請願者の主な趣旨のところ、請願審査のところでも大きく議論になった一つが、町会の在り方云々、どうなんだというところと3段落目の都市計画の手続についてというところで、主に請願者としては思いが二つあるんですけども、請願審査の判断をする際には、一番最後のところの今回の町会の運営自体の——運営よりも都市計画のところにと絞った、都市計画法17条2項の意見書のやり直し、これの是非について判断をしていただきたいというところでございます。

で、請願審査の内容自体は、定例会中の、明日告示される第2回定例会のところやってまいりますけれども、そんなところで何か不足があれば言ってください、感想も含めて、副委員長のほうからお願いいたします。補足。

○春山副委員長 はい。正副で請願者との面談をさせていただきまして、大きく、まちづくりに関わるこれからの在り方について、きちんとこれから委員会でも議論していただきたいというふうに、メモも含めて申入れがあったというふうに理解をしています。そういった意味では、今、委員長からご説明のあったように、町会自体の在り方の是非の議論というよりは、町会も含めたこれからのまちづくりについてきちんと、今回の17条の意見書のやり取りのチェックも含めて、きちんと委員会で議論をしていきたいというふうに思っております。

○林委員長 はい。ありがとうございます。よろしいですかね。いろいろ議論になった千代田区の補助金交付団体が云々というところは、今回の請願では判断材料ではなくて、都市計画法のところだけ、ここは請願者の、大きな、判断していただきたいというところですので、何か確認したい点があれば、委員の方、どうぞ。

○小枝委員 すみません。私のほうは傍聴に伺えなかったので、この議事録を見ながら確認をしているところですが、今、二つの切り分けということで、町会の補助金の在り方という論点と17条意見書のやり直しという論点と二つあるけれども、この委員会としては後者のほうだけだということは、中身としてはそう理解をいたしますが、町会の補助金の在り方、ここに書かれているように、何でしょう、メモ、その背景についてメモというのが配付されておりますね、5月29日付の。

○林委員長 委員限りで。

○小枝委員 ああ、そう。

○林委員長 はい。

○小枝委員 うん。読ん——しゃべっちゃいけないの。

○林委員長 いいですよ。

○小枝委員 町会補助金目的は、コミュニティ形成の促進を目的としており、公共的な地域活動を行っている団体に補助するとはしてあると。しかしながら、これがダイレクトに、そこからは私の言葉ですけれども、こういったまちづくりや都市計画やということを決め

るに当たって、その町会丸ごとそういったことに関与していくことが当たり前となってしまうと、今、全体、マンションが9割以上となって、町会加入率も低い中で、かえって不協和音とかコミュニティの分断を招くんじゃないかというご指摘のところは、誰も特段異論はないんだろうというふうに思うんですね。というのは、今の二番町地区地区計画の変更の附帯決議の中に、対立状態が継続中、深まっていくことが地区計画の本旨を全うする上で望ましいことではないと書いてあるので。そして、そういうふうに二分、分断するようなことは避けていこうというのが町会補助金の趣旨でもあるし、今後もそういうふうなことは必要だろうということは考える必要があるだろうと。じゃあ、この委員会では、無理だよということであれば、その部分はどの委員会ならちゃんとそこは議論できるんですかということは、お戻しするなり、委員会をそちらのほうに議論をしてもらおうなりということが必要だろうというふうに思います。

その2点目の、時間的にもう終わっちゃいましたよねという話なんですけれども、時期が遅くなっているというのは、請願を出された方もそのように発言されているわけなんですけれども、これは、意見書をたしか出している最中にこの請願というのは出てきたんです。終わってからじゃないよね。というふうに私は記憶しているんですけれども、その17条に当たっては、情報公開、意見書の取り方であるとか、そういう、属性をちゃんと明らかにしてとか、できるだけ透明性、公平性、しっかりと後で疑義の残らないようなやり方をしてほしいというような陳情とかも上がりながら、行政のほうがこの請願があることも重々承知の上で、事件等々が議会をめぐって、行政をめぐって、この委員会がなかなか動きがない中で、十分ではない中で進めたということがあるから、それはやっぱり手順・手続としてイエス、ノーをどうするべきかということは、二元代表の議会がはっきりとちゃんと判断をつけた中で、行政の17条の在り方を提言していくということが請願権の趣旨でもあるので、もう時系列的に先に進んでしまったのでねという話には、やっぱりこれはならないだろうと。その辺は、議会として、ちゃんと、どうあるべきかということをやらないと、これから先も同じようなことを勝手にやらせていただきますということになってくると、もう請願権そのものがもう空洞化してしまうという問題が出てくると思うので、そこはちゃんと取り扱ってもらいたいというふうに思います。

○林委員長 うん。1点目の町会補助金については、これは、課題意識としては区のほうでも恐らく把握はしているんだと思いますけれども、この委員会の中でどこの委員会だという議論すべき論点ではないです。で、請願者のほうも、ここは一旦置いておいて、都市計画手続のところにフォーカスを絞った形で判断をしていただければありがたいということに、懇談を通じて確認できたんですよ。

○春山副委員長 はい。

○林委員長 で、2点目の時期のところについては、確かに都市計画法17条2項に基づいた意見募集というのが令和6年の1月5日から1月19日までであったと。で、請願が出たのが1月25日というので、17条手続が終わった後、やり直しという形になっています。ここはここで大きな時差というのは出てくるかと思うんですけれども、当委員会の中で、去年の暮れ、春山副委員長がずっと職務代理というのかな、代打、何ていうんだろう、代行。（「はい」と呼ぶ者あり）代行していただいたときに、都市計画手続に入るに当たっては、一応委員会のほうで事前と事後を確認しようよというのは、委員会集約をかけて

いるんで、改選前のところはフリーハンドになっていましたけれども、ある程度は、小枝委員の言うように軌道修正はかけて、従前のものに戻したのかなという気はいたします。とはいえ、16条に入った段階で、16条と17条というのはセットで動く形にはなっているんだよね。16条をやって17条を止めるとかやり直しというのではなくて、もう一回16条からやり直すというのが、これまでもいろんな陳情審査を通じて、あるいは請願審査を通じて、あるいは報告事項を通じて、確認は行政側としてきたんで、それも含めてこの請願のご判断を明日から始まる第2回定例会のところでやっていきたいと。請願者の方もそこはご納得していただいたというのが、傍聴された方が話を聞いていたと思うんですけども、そもそも論という、もう今回のフォーカスの当て方はいかがなんでしょうかと、焦点の判断材料はここに絞ってよろしいですかという確認を再三した上で、請願者の方はそれで結構ですと言っていたのが、この議事録ではなくてメモのやり取りの中です。

いいですかね、小枝委員。

○小枝委員 ちょっと違うところもある……

○林委員長 ちょっと違うところがある。（発言する者あり）いやいや、どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 はい。16条、17条セットなんですという話がありましたが、確かにセットなんですけれども、90メートルのときに16条を事業者の提案でやって、で、17条でやって、そして提案制度が駄目だということになって、区が提案した形になって、17条をやってという、ちょっと複雑なんですけど。だから、でも、やり直しをちゃんとやらなきゃいけないよという議論の中で、16条からもう一回やることになったような感じがしているんですね。

で、何が言いたいかということ、16条というのは、公聴会等ということのタイトルになっていて、地権者、エリアの地権者の意見を聞く。17条というのは、住民及び利害関係人に公告を縦覧、付して、そして意見を聴取するというふうになっていて。それが17条のやり方というのが、16条を論点にすると公聴会をやる、やらないけど、（発言する者あり）17条を論点にすると、その17条の取組方の中身に入ってくるので、そこはセット論だけではなかなか、だからいいんだという話にはならないなというのは、経験則的にちょっとご指摘せねばならないと思いました。はい。

○林委員長 なるほど。そもそも委員会集約を改めて確認したのは、もう16条手続が入った後なんですよ。

で、あそこで、様々な意味があると思うんですけど、16条手続に入る前に委員会で確認するというのは、その入る16条のやり方も含めて、こういうやり方だったら、まちの方たちもみんな変な対立軸をなくてできるいろんな方策があるよねと確認してから行ければ、スムーズになるのかなと。せっかくご近所同士、それぞれなるわけなんで、建て主のところは、民有地のところで。そこが変にあつれきを招かないような都市計画手続に入れるようにという形がスムーズで、前期のときはそれが都市計画審議会に委ねるという形だったのを、まあ、都市計画審議会のほうでこんなものもいいんじゃないのと、あくまでもあそこは学術的ですか法律的にという、住民感情のところはそこまでカウントはできないですけど、委員会のほうは、住民感情も含めて、思いを含めて、もっと言うと、これまで先人たちが積み重ねてきたもう義理人情とかお付き合いも含めて、こういう思いでま

ちを守ってきたという思いを含めたのが千代田区議会で委員会だと思うんで、そこは時系列で若干、どうですか、ちょっとやむを得ぬ事情等々もいろいろあったんで……

○春山副委員長 うん。

○林委員長 うん。かな、というふうに。僕は集約していただいた時点で、そのところは含み置いて、今後はこれまでの歴史とか感情も踏まえた形で都市計画手続に入っていくねとできるのかなというのはありますけれども。今回の請願とそこをセットにされてしまうと、ちょっと17条についてのやり直しの請願であり、都市計画手続全体を云々というところではないというのは、請願者と確認はしているはずなんですが。うん。

ただ、判断としては、小枝委員の判断としてはそこも踏まえた上でご判断するというのは、これは請願審査で至極当然のことだと感じています。で、いいですかね。

で、桜井委員。

○桜井委員 今、委員長に整理していただいた、今までも都市計画審議会に入る前においては、この当委員会の中での議論というのかな、ものを整理して、都市計画審議会のところでお伝えをした上で、16条、17条という判断をしていただいているというふうに思っています。

先ほど小枝さんがお話しになっていた中で、町会の在り方の是非ということよりも都市計画という観点の中でということでの17条のやり直しというような話も出ていましたけども、この——ああ、そうか、これは——あのとき、私も傍聴させていただきましたけど、非常に地域の合意形成を得ていくということは非常に大切なことであって、そして非常に難しいこと。全ての方にそういう合意を頂く、いろんな意見があったにしても、そういう中での合意を得ていくということについては、非常に難しいことだと思うんですね。そういう中においては、コミュニティを分断するものだというようなご意見をあのとき言われていたので、非常に僕は残念だなという、正直そういう感じをしました。

いろんな意見があっていいわけで、それで請願という形で出てきているわけですから、この辺については、今度の定例会の中でいろいろとご意見を述べさせていただくつもりです。ですけども、やはり地域の当該の町会長だけでなく、あそこの全体のこのエリアの町会長が集まって、そういうみんなが認める中での共同体——共同体じゃないな、協議体。協議体ができただ中で意見を集約し、そしてここまで来ているということの事実、決してその分断をするとかいうようなものではないと思うんですね。

ですから、そのところは、一線を、そのところを外されちゃうと、じゃあ今まで何だったんだという話になってしまうので、そのところだけはきちっと今まで手順・手続を踏んでやってきていますよというところについては、やはりこの委員会の中でも、皆さん同じ考え方を持っていただかないと、この請願審査をどうしようかというところには進めていけないということになるんだと私は思うんです。

ということなので、先ほど小枝さんがちょっと先に突っ込んだお話もされていたので、私もその部分については意見として述べさせていただきたいと思っています。

○林委員長 すみません。今日のところは、請願の中身云々というよりも、請願者との懇談の内容について確認を、正副委員長、傍聴していただいた方は十二分にもう分かれているんでしょうけれども、その不明点ですとか確認したい点をこの場で行きまして、請願審査の、まあ、今、請願審査なんですけれども、最終的に判断する段階で意見の相違で

すとか、執行機関に改めて確認すること等々は、定例会に入った中で十二分に時間を取ってやれればと思います。

○桜井委員 そうだね。はい。

○林委員長 で、この後の報告事項でも、まさしくこの請願のものと対になる条例も出てきますんで、ここは地方自治法の議案審査と請願審査の関わり、ここの関係も含めて、第2回定例会中に一定の判断をかけていくというところでよろしいですかね。

○桜井委員 はい。

○林委員長 あと、傍聴に来ていないのは。

何かある、岩佐委員。

○岩佐委員 懇談をしていただいて、ありがとうございます。ただ、その懇談の中で、この請願の文書そのものは、いわゆる町会長のご活動の中で、ちょっと、今回いろいろと課題があるんじゃないかということを中心に書かれていて、それが理由で、都市計画の手続をやり直しまで求めているものですよね。

ただ、その町会活動のことは、もう、そもそもここでは触れないという話であるとする、何で、じゃあ、その手続の部分をこれから議論するにしても、何を材料に、もちろんメモを拝見するといろいろと言われてはいますが、それはこの請願の文章には一言も書いていないわけで、請願の文章ではその手続に対しての疑義は、明らかに町会の、町会長の活動によるものということを書いてあるので、ちょっとその、請願の審査として、この請願の文章とそれから実際にヒアリングしてきたものの内容がちょっと随分広がってしまっている印象を受けるんですけども、どこまで絞っていいのかをもうちょっとご説明というか教えていただけるとありがたいんですけど。

○林委員長 これ、何ページ目かはですけども、私のほうからも付託替えを、もしご要望があれば、町会補助金にスポット、焦点を当てるんでしたら、付託替えを含めて判断していく形になりますよと請願者の方に投げかけたところ、いや、それはいいよ、必要ないですという申出があったんで。何ページ目だ、それ。（発言する者あり）どこかで付託替えの話をしたんですよ。

○春山副委員長 そうです。委員長のほうから……

○林委員長 どうぞ、春山副委員長、補足で。

○春山副委員長 委員長のほうから岩佐委員のご指摘いただいたような町会のことについて、この当委員会ではちょっと審議ができないので、どういう趣旨ですかと、付託替えされますかということのを再三、一度というより何度かその趣旨でご意見を頂いたところ、それは必要ないですというお答えを頂いたので、あくまでも当委員会で審議ができる、都市計画法に基づいて、17条のところについての審議をするというふうに確認をさせていただいたという経過になります。

○林委員長 はい。ありがとうございます。

どうぞ、岩佐委員。

○岩佐委員 そうなりますと、この請願とこの文章の中では、最後の文章のみがそこに生きてくるという。

○林委員長 そう。

○岩佐委員 で、ここはもう、理由も関係なく、ここの文章だけをこれから要望されてと

ということになるんですかね。

○林委員長 そう。請願していただいて、いろいろはあるけれども、やり直しの是非云々を判断材料にするというところは、付託替えまでは求めていませんと。

○岩佐委員 意見書のやり直し、17条の2項の意見書の聴取のやり直しをもう一度やりましょうというだけの請願だというふうに理解をするということでもよろしいですか。

○林委員長 うん。

○岩佐委員 分かりました。

○林委員長 いいですか。

はやお委員。

○はやお委員 請陳のときにやることなんですけど、位置づけとして、私もどっちかといったら、町会の位置づけとか定義というのが明確にならないと、この、ある、そのときの地域振興部長が任意団体だからいいんですよという話にはならないだろうという話を私は言ったつもりなんです。それは何かというと、昭和二十何年のときに、町会の定義を一応広報千代田にさらっと書いている。何かといったら、町会は何かということ、私も和泉町、佐久間町の地域ですから、このところに町会補助金を何で入れたかということ、やはり防災が中心なんです。そういう、地域で防災をやってくれ、エリアでやってくれという定義があったんです。だけど、明確にしなかった中で、任意団体としてやっているから、ここで言っているような町会の位置づけにはなっていないというのが、だったら定義をするべきではないかと言ったんですけど、ここは所管ではないからやりませんということになったんだと思うんです。だから、ここでは議論できないんです。かといいいながら、じゃあ、そこを出しながら、今回17条第2項をやり直してくれといったって、もう17条に入っちゃっていて、それでもう次には、建築基準法に入ろうという話ですよ、今回の。となると、この辺のところの整理の仕方も非常に難しい話になってくるだろうな。

ということからしたときに、私はこのメモのところ、この請願の背景というのが非常に引っかかるんですよ。で、これ、どうやって扱うのという話になっちゃう。だから全部で四つありますよ。平たく言うと、1番目は、地区計画になっているにもかかわらず、何で再地区で抜いたんですか。2番目は、都市計画審議会で、運営上、普通であれば2択するのを3択という仕方でやってきて、おかしかったんじゃないんですか。でも、それは整理されました。一応、もう一度2択を続けながら、それで整理しました。最後は、17条なのかちょっと分からないけど、議論の重要な参考となるべき住民の意向調査を属性が不明なまま、これはずっと属性、属性と言って、最小単位をどうやってこの意見がどこに属するかということを知るようにしてくださいよと。それだって非常に厳しいのに、当然、公正中立であるべき都計審の委員長が区の事業との関わり合いの強い法人代表を務めていることに対しての特異性と、ここに書かれちゃったんですよ。だけど、これはあくまでも請願の背景と言われているんだけど、請願の背景と言いながら、これ、議論できないだろうと思うんですよ。

だから、これが、このメモをどう扱うかということについては、私はちょっとこれ、結構厳しいなとは思って、このメモがね。メモが、これ、切るなら切るで、こういうご意見でしたね、だからとにかく17条だけの話にしましょうねというんならいいんだけど、ここについて、背景があって17条、はい、という理論を言われてしまうと、まあ、請

願の理由を説明する議員としてはどうなのか。逆に言うと、これは今日じゃなくていいんですけど、その当日の請願のところで整理してもらわないと、ここは今まで自分も言っていたことだから。それでまだやっていないのは、例の委員長のところについての利益相反するんじゃないのというのをまだ、一応資料はやっているけど質疑はやっていないから、この辺をどういうふうにするかということについては、ちょっと正副のところでもとめていただくことになるのかなと。今日はこれ以上議論をするつもりはないですけども、ちょっとこれ、課題があるなというふうに思っています。そこに絞るんだったら、もう終わっちゃっているねというだけの話になってしまうということになると思います。

○林委員長 はい。ありがとうございます。

改めてになりますけれども、当委員会の環境まちづくり委員会で、請願を審査する判断材料は都市計画法17条のやり直し云々です。で、判断として、委員の方たちが、いや、やっぱりこれ、付託替えだろうと言ったら、総意をもってもう一回議会運営委員会にお返しすると。請願者はこれでいいよと言っていたいただきましたけれども、委員の方はこの文面を基に判断しますから、懇談ではなくて。付託替えするんでしたら、今の千代田区議会と言うと、どこになるんだ、企画総務委員会か、町会は。企画総務委員会に付託をかけると。みんながそうだねと、この請願を。ただ、ただです、自治法上の議案審査と請願の審査の在り方の関係というのも一応出ていますんで、付託替えをかける場合には、ちょっと議会運営を、責任を持たれるところが、方が相当な判断をしないと、できないのかなとは思いますが。僕らのグループじゃないから――です。

あります。小枝委員。

○小枝委員 懇談の中で付託替えは望まないよということがあったということで、ある――11月、12月ぐらいまで、確かに前回での委員会の集約という形で、都市計画審議会の専門的知見を持ってということ、まあ、私は考え方がちょっと違うんだけど、まちづくり部のほうで極めてそこを重く受けて、議会を、はっきり言って、どんな区民からの陳情があろうが、議論していようが、スルーをして先に進めたという16条の入り口があって、そういうふうな状況を11月で仕切り直しをして、事前、事後にはちゃんと確認をするよというふうな正常化したという流れからすると、これは紹介議員のほうに伺いたいことでもあるんですけども、今の段階で、では、その後半部分だけでイエス、ノーをつけるということが本当に意図に合うことなのかということも含めて、付託替えがないのであれば、やはり時期を逸していることも否めない部分もありますので、それは私のほうから言っただけじゃないのかもしれないけれども、そこを含めて、請願当事者がどういうふうに反応されるのかということ、1回考えてもらえたらなというふうには思うところです。取下げも含めてですね。というふうに、もう請願、紹介議員のほうから確認を取っていただくということも、私は、大変申し訳ないけれども、実際に時期を逸していることは、現実、事実であるので、ただただそれを取り扱うことだけが、いや、請願権を認めることだというふうには、何となく私はちょっと違和感を感じるので、ぜひ、そういうふうなことも検討いただきたいというふうに思います。

○林委員長 請願の取扱いも含めてですけども、先ほどって、まだ第2回定例会の会期内の日程というのが出ていないんで、いつの日になるのか分かりませんが、いずれにしても、請願審査というのは時間を取ってやらなくてはいけません。これ、職責です

から。

で、この、再三言いますけど、環境まちづくり委員会の請願審査は、焦点を当てるのは、一番最後のところの都市計画法です。で、請願審査をしていく段階で、どうして、やっぱり無理ですよという判断になれば、請願者はこの委員会ではそこをフォーカスを当てて、焦点をですけれども、議員の、委員の皆さんが判断することですし、最終的には本会議で、今は1人いらっしやらないから、24人の議員がそれぞれこの請願の判断をする際に、やっぱりこれじゃ無理だと、請願の判断は無理だと、付託先を変えたほうがいいんじゃないかというのがあればですけど、この委員会では少なくとも判断材料のは、都市計画法のだけで、一旦議会運営委員会にこの判断でしたというのはお返しをしなくちゃいけないと。その際に、付託替えをしたほうがいいんじゃないですかと、もし一致できるのであれば、それはそれ。で、小枝委員が言われたように、時期を逸したんだったら、という話が請願者からあるんだったら、そこはもう請願者マターなんで、紹介議員マターなんで、この委員会で云々というのはできなく、あくまでも先日の29日、5月の、ここの懇談した内容の確認だけを本日やらせていただければ。不足の、請願審査にするに当たって、資料の要求等々も出るかもしれないんですけど、ここは議案審査もきっと出るのか、この後で一応二番町地区計画というのが報告事項でありますんで、そこと対になるのか、請願審査で言うのか、どうなのかというのはありますけど、もし何か追加であれば、資料ですよ、請願審査の審査に当たって、あればですけれども、これ以上のことを、もう本当に請願の最終的な判断のところに入っていくと……

○桜井委員 判断……

○林委員長 うん。

○桜井委員 判断じゃないんですけど……

○林委員長 どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 判断はもう次の中のところでやろうということで、委員長とそこで整理していただいているから、それはそれでいいんですけども。今の議論の中では、前段のところのほとんどのその文章のところについては、うちの委員会の所管とはちょっと違うよねと。だからこれはもう移したほうがいいんじゃないのと、そこだけだったらそう思いますよね。

○林委員長 うん。

○桜井委員 ただ、一番最後のところに3行残っていて、例えばそこを移したところで、移した先の委員会の中でも、最後のところの3行が残っているよねと、これ、どう判断するのかと、同じようなことが出てくると思うんですよ。そうしたときに、じゃあ、どうするんだと、決められないじゃない、この話、という話になっちゃう。であれば、であればね、一つの方法として、方法として、今からできるかどうか分かりませんが、所管の町会の所管のところとうちのところと、この請願についてだけの合同の審査をすとかいうようなことも一つの方法なんじゃないですか。

で、この今回、議案で出ていることについては、これはもうこれとして、提案を執行機関からされているわけですから、これは審査をきちっとしていかななくちゃいけないということと併せて、請願が出ているわけですから、その請願については、そういう手法で、最終的には本会議での採決という形になるわけですけども、その前の段階の調査ということに、委員会としての判断ということであれば、そういう一緒に判断をすると、理解を深め

るという、理解を深めて判断をするということは必要なんじゃないでしょうかね。そうでもない、これは先に進まないんじゃないですか。

○林委員長 桜井委員の、また連合審査会か、請願で連合審査会というのもあると思うんですけど、ここも会期の日程が出て、一旦この委員会で……

○桜井委員 出てはいないからね、今の段階では。

○林委員長 議論して、その上で、やっぱり、請願審査がこれじゃあできていないんじゃないかという段階になってからの話ですよ、請願審査……

○桜井委員 いや、今の……

○林委員長 連合審査会の話は、今のやり取りの。ただ、あくまでも請願者との懇談のやり取りなんで、請願者がそこまで求められているのかは別として、請願者の意向は皆さんにお渡ししたメモと議事録の簡単なメモと懇談会の請願者から頂いたメモですから。これを踏まえた上で7月になると思うんですけども、請願審査の段階で、当委員会としては十分にやったと、ここまで到達したけれども、まだ本会議で判断材料としては不十分だということで一致できると、連合審査会という形になると。まあ、どんな日程を組んでいるかは分からないですけど、会期の、大変ですよ、議会運営委員をつかさどる方の腕の見せどころになるかもしれませんけれども。（発言する者あり）いや、いいですよ、別に、「じゃあ」じゃなくて。そこでもう、だって、これ以上ありますか。もうまとめて。（「いや、まとめるも……」と呼ぶ者あり）請願審査をやるんですよ。やる時に資料が必要であれば出してもらおう。今ご指摘いただきたいですけども、もうこれ以上のところは、これまでもずっと請願審査を積み重ねてきて、あとは7月になるはずの請願審査の段階でどこまで議論し、審査をし、最終的に判断の採択、採決まで行くのか、それとも桜井さんが言うように、やっぱり連合審査がいいかねとなるのか、あるいは付託替えていくのか、もうここに尽きると思いますので、これ以上のところは今の段階で議論しても、議案審議もありますし。（発言する者あり）

休憩します。はい、休憩します。

午後1時38分休憩

午後1時55分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

休憩前は委員の方に様々な審査でご指摘を賜りましたけれども、本日のところは、正副委員長が請願者に懇談をさせていただいた内容の情報共有を委員の皆様とさせていただきました。明日から第2回定例会が告示されますので、その中で請願審査を詳細にやってまいりますけれども、請願を審査するに当たって、何か追加の資料等々があればお申し出いただきたいんですが、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日ご報告した5月29日の請願者との懇談を踏まえまして、明日から始まる第2回定例会の請願審査とさせていただきたいと思いますので、継続審査の取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。以上で、日程1、請願審査を終了いたします。